

## 請求の要旨

(請求分) ※個人情報等は記号に置き換え、他は原文のとおり

※「事実証明書」については、添付を省略

## 1 はじめに

監査請求人らは、滋賀県に対し、滋賀県職員であるA氏が、2024年(令和6)年3月25日付で決裁権者として行った、滋賀県条例等に違反する違法な物品処分決定によって滋賀県に生じた損害につき、賠償請求を行う措置を行うことを求め、本件住民監査請求を行う。

以下、本件住民監査請求を行う理由、根拠について詳述する。

## 2 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例

(1) 滋賀県の条例である、「滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例」(以下、「本件条例」という。)においては、滋賀県の設置する滋賀県立長寿社会福祉センターにおいて行わなければならない業務として、「福祉用具等の展示および普及」(本件条例2条4号)、「福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」(同5号)、「福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導」(同6号)が規定されている。

そして、本件条例は、「第2条各号に掲げる業務」について、知事が指定管理者に業務委託することを可能としている(本件条例10条1項1号)。知事から委託を受けた指定管理者は、管理業務を行うにあたり、関係する法令、条例および規則を遵守し、適正にセンターの運営を行わなければならない(本件条例13条1項1号)。

(2) 本件条例の規定を受け、滋賀県立長寿社会福祉センター内の施設である滋賀県福祉用具センター(以下、「福祉用具センター」)について、滋賀県知事は、滋賀県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)を指定管理者として、その業務の委託を行っている。

滋賀県と県社協との間の、福祉用具センターの管理についての委託契約(以下、「本件委託契約」という。)においては、県社協が福祉用具センターの指定管理者として行わなければならない業務内容として、本件条例2条5号に定められる、「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」を明記している。また、本件委託契約では、指定管理者である県社協は、管理業務の全部または一部を第三者に委託することを禁止されている。

## 3 福祉用具センター設置の趣旨

## (1) 福祉用具センター設置の趣旨

ア 滋賀県福祉用具センターは、1993(平成5)年に「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」が制定されたことを受け、同法が地方公共団体の責務を明確化したこと(同法4条2項及び3項)に伴い、設置されたものである。その設置趣旨や、行われるべき事業内容については、設置基本構想策定調査を行った、財団法人レイカディア振興財団が報告書にまとめている(甲1)。

その報告書にも明らかなとおり、福祉用具センター設置において求められる9つの機能のうち、2番目に「改良・改造機能」が、3番目に「研究開発機能」が挙げられている(甲1・報告書4頁)。そして、福祉用具センターにこれらの機能を備えるために必要となるスタッフ構成として、真っ先に、「機械工学系技術者」が挙げられている(同報告書7頁)。

イ 福祉用具センターには、358.44 m<sup>2</sup>の「工作室」が設置されている。

後述のとおり、工作室の広さは、福祉用具センターの床面積の約4分の1である。そして、工作室には、約30台にもものぼる、木工・金属工・樹脂工用機械が配備されていた(甲2・甲3・2頁及び5頁参照)。福祉用具の改造製作業務を行ってきた、機械工学系技術者職員が業務を行っていた場所は、この工作室である。

福祉用具センターの類似施設である公の施設、「なごや福祉用具プラザ」には、54 m<sup>2</sup>の「工房」しかない(甲4)。福祉用具センターにおいて、358.44 m<sup>2</sup>もの広さの工作室が設置され、そこに機械技術者でなければ使用できない工作機械が多数設置されている中で、財団法人レイカディア振興財団の報告書において、必要となるスタッフの筆頭に機械技術者が挙げられているのは、工作室に設置された設備・機器を用いる機械技術者が設置構想の当初から必須とされており、福祉用具センターの設置趣旨が、工作室において福祉用具の改造製作を行うことを当然の前提としていたことを示す。

## (2) 本件条例制定過程

ア 本件条例制定過程は、以下のとおりである。

イ 財団法人レイカディア振興財団は、先に述べた報告書(甲1)をまとめるのに先立ち、1994年10月、滋賀県の地方公共団体職員や福祉事業関係者を構成員とする調査団にて、デンマーク・スウェーデンの高齢者福祉視察調査を行っている(甲5)。その調査においては、デンマークの国立補助器具研究所では、「画一的な補助器具では、ユーザーにとって不十分であり、結果的に個々のニーズに合わせて作った方が、経済的にも得策であった」(同下の頁数で9頁)、スウェーデンの県立補助器具センターでは、補助器具の支給において「基本的には、その人に一番適応したものを与えるが、それでも合わない、使い難い所があれば、その人に合わせて改造又は作り直す」とのやり方をとる(同下の頁数で23頁)との知見が得られている。

財団法人レイカディア振興財団が、先に述べた報告書(甲1)にて福祉用具センター設置構想をまとめたのは、この北欧調査によって得た知見に基づく。

ウ 上記北欧調査によって得た知見に基づき財団法人レイカディア振興財団が作成した報告書(甲1)に基づき、福祉用具センター設置構想は具体化され、条例案が作成されている。

それゆえに、1996年滋賀県議会において審議された本件条例の条例案において、福祉用具センターにおける必須の業務として、「福祉用具の改造および製作」「福祉用具に係る技術の開発」が盛り込まれることになったのである(甲6)。

すなわち、1996年滋賀県議会における、上記条例案の審議においては、中川末治議員からの質問(甲7・下の頁数で8頁乃至12頁)に対し、当時の滋賀県健康福祉部長であった西堀末治は、「ヨーロッパの先進地調査を行いましたレイカディア県民海外調査団により、スウェーデンにおける補助器具センターについて実態が報告されたことなどに着目され、その後2年にわたりその整備のあり方等を検討し、基本計画をまとめ、今日整備に至ったものでございます」と答弁している(同20頁)。

つまり、財団法人レイカディア振興財団の作成した報告書(甲1)こそが、本件条例において、福祉用具センターにおける必須の業務として、「福祉用具の改造および製作」「福祉用具に係る技術の開発」が盛り込まれることになった趣旨を示すものであることは、上記滋賀県健康福祉部長による議会答弁からも明らかといえる。

エ そして、滋賀県健康福祉部長は、その答弁の中で、「一人一人にフィットした福祉用具の提供」が本件条例の目的の一つであると述べ(甲7・下の数で20頁)、また、青木善政議員からの質問(同25頁乃至29頁)に対する答弁では、「一人一人の相談に応じて、利用者の心身の状況や使用

環境に適するよう福祉用具を改造、製作することなどを業務として、福祉用具の専門家であります所長以下5名の職員をもって開所する予定」「さまざまな改造、製作のケースに対応して、まず実績を積み上げていく」「こうしたニーズと技術の一定の集積が得られる中から、新たに取り組むべき開発の課題が浮き彫りにされ、これに向けての福祉用具の試作などにおいて発明の可能性も出てくる」と述べている(同36頁)。滋賀県健康福祉部長は、梅村正議員からの質問(同106頁乃至107頁)に対しても、同様の答弁を行っている(同111頁)。

この滋賀県健康福祉部長の答弁内容と、財団法人レイカディア振興財団作成の報告書(甲1)の内容を照らし合わせれば、「福祉用具を改造、製作することなどを業務として、福祉用具の専門家であります所長以下5名の職員」に、「機械工学系技術者」が含まれることは明らかといえる。オ さらに、本件条例に関連しては、2003年滋賀県議会においても、福祉用具センターの業務委託先が財団法人レイカディア振興財団から県社協に変更されることに伴う質疑が行われている。

その質疑においても、藤崎ヨシヲ議員からの質問(甲8・下の頁数で145頁乃至147頁)に対する國松善次知事(当時)による答弁では、「県立補助器具センターにつきましては、利用者一人一人の心身の特性や環境、さらには加齢や障害の進行に応じた適切な福祉用具が必要になるという認識のもとに、全国に先駆けて福祉用具の総合拠点施設として整備」した旨を述べつつ、「相談に基づく福祉用具の改造、製作」などの取り組みが「全国的にも注目され、評価されてきている」と答弁している。

すなわち、本件条例制定当時の答弁から明らかな福祉用具センター設置の趣旨は、業務委託先が県社協に変更される過程においても、なんら変わっていないことが明らかである。

### (3) 小括

以上のとおり、本件条例の制定過程を見れば、本件条例が、工作室に設置された工作機械等を用いた、機械技術者でなければできないレベルの福祉用具の改造製作を行うことを、福祉用具センターにおける必須の業務としていたことは明らかといえる。

## 4 福祉用具センターにおける工作室の占める位置づけ

(1) 福祉用具センターには、358.44 m<sup>2</sup>の「工作室」が設置されている。工作室には、約30台にもものぼる、木工・金属工・樹脂工用機械が配備されていた(甲2、甲3・2頁及び5頁、甲9参照)。技術者である職員が福祉用具の改造製作業務を行ってきた場所はこの工作室である。

これら工作機械等の配備は、本件条例に従って必ず行うべき業務たる改造製作業務を行うために用意されたものである。そして、これらの工作機械を用いた改造製作業務は、機械技術者でなければ行うことはできない。

そして、福祉用具センターの延床面積は、1493.42 m<sup>2</sup>である(甲3・2頁)。そのうち、工作室の床面積は、上記のとおり、358.44 m<sup>2</sup>である(甲3・3頁)。すなわち、

$$358.44 \text{ m}^2 \div 1493.42 \text{ m}^2 \approx 24\%$$

であることから、工作室は、福祉用具センターの施設スペース全体の約4分の1を占めることになる。

まず、この工作室の床面積のみを見ても、先に述べた本件条例及び福祉用具センター設置の趣旨の観点から見て、工作室及びそこに設置された工作機械等を用いた改造製作業務こそが、福祉用具センター設置に際し、最も重要視された業務であり、北欧諸国にならい滋賀県において公の施設にて福祉用具の改造製作を行うことこそが、福祉用具センターの設置趣旨であったことが十分に明らかである。

そして、本件条例は、その制定過程から見た趣旨からみても、実際の福祉用具センターにおけ

る工作室の位置づけからみても、工作室や工作機械を用いて、「福祉用具センター」自体において、福祉用具の改造製作業務を行うべきことを義務付けているといえる。それゆえに、名古屋福祉用具プラザの場合は福祉用具の改造製作業務の再委託が許容されているのとは異なり（甲 10、甲 11・名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理に係る付帯事業の仕様書 3 条（1）エ、同 5 条（1）キ参照）、福祉用具センターの指定管理者においては、その業務を再委託することが禁止されているのである（滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。）の管理運営に関する協定（基本協定）21 条）。

- （2）福祉用具センターは、その施設整備費全体として、6 億 3423 万 7000 円を要している。そのうち、施設建設費は、5 億 2015 万円となる（甲 3・2 頁）。

そして、工作室は、上記のとおり、福祉用具センターの延床面積のうち約 4 分の 1 を占める。すなわち、工作室部分設置のための建設費は、床面積比例の単純計算で、概ね

$$5 \text{ 億 } 2015 \text{ 万円} \times 24\% = 1 \text{ 億 } 2483 \text{ 万 } 6000 \text{ 円}$$

を要したことになる。

この工作室設置に要した費用からも、福祉用具センター設置においては、工作室における改造製作業務が極めて重視されていたことを示す。この点からも、本件条例が条例上の義務として改造製作業務を福祉用具センターにおいて行うことを義務付けたのは、そもそもの設置時の趣旨に由来するものといえる。

## 5 工作室備品の経済的価値

- （1）福祉用具センター設置に際しては、その施設整備に際し、工作機械や事務備品等の備品費として、3791 万 4000 円を要している（甲 3・2 頁）。すなわち、工作室の備品のために要した支出は、福祉用具センター設置時における備品費のうち、

$$2930 \text{ 万 } 1040 \text{ 円} \div 3791 \text{ 万 } 4000 \text{ 円} \approx 77.3\%$$

を占める。

- （2）最高裁判決である、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件判決（最二小判令和 6 年 4 月 26 日 判 1308 号 5 頁）は、福祉用具センターの技術者職員として県社協に雇用されていた B 氏（以下、「B 氏」という。）が一審原告となった事件である。上記最高裁判決は、B 氏と、福祉用具センターの指定管理者である県社協との間の労働契約には、B 氏を技術者職員として勤務させる職種限定合意があり、B 氏の同意なく職種変更を伴う配転命令を行うことは違法である旨を判示している。

B 氏は、自身の関与する訴訟のための事実調査のために、2023 年 8 月 1 日、福祉用具センターの備品一覧（各品目の取得価格が記載されたもの）につき、公文書公開請求を行っている。翌同月 2 日、滋賀県知事は、上記公文書公開請求に対し、2023 年 3 月 31 日時点における滋賀県福祉用具センター指定管理業務に係る備品一覧を B 氏に対し公開している（甲 12、甲 13）。

B 氏は、その「滋賀県福祉用具センター指定管理業務に係る備品一覧」に基づき、それら備品の取得価格を、「滋賀県福祉用具センター備品一覧・計算書」と題したエクセル表にて整理した。この「滋賀県福祉用具センター備品一覧・計算書」においては、A 欄において全ての備品、B 欄において工作室関連の備品、C 欄において、「滋賀県福祉用具センター指定管理業務に係る備品一覧」には掲載されていなかったが、B 氏が機械技術者として福祉用具センターにおける改造製作業務を担当する職務から外される時点においては存在した工作室関連の備品を整理している（甲 14）。

- （3）先に述べたとおり、B 氏を福祉用具センターにおける改造製作業務を担当する技術職から外す

配転命令は、最高裁から違法と認定されている。しかし、県社協は、B氏が技術職での復職を求めても、B氏を福祉用具センターの改造製作業務担当技術職に戻さず、むしろ休職期間満了退職扱いとして、福祉用具センターの職場から排除している。その結果、福祉用具センターにおいては、2019年度以降、本件条例上必ず行うべき業務とされている、福祉用具の改造製作業務が行われない状況となっている。しかし、県社協は、滋賀県から、福祉用具の改造製作を行うことを前提に公金支出を受けている。

したがって、福祉用具の改造製作を行うことを前提に滋賀県から公金支出を受けたにもかかわらず、県社協が福祉用具の改造製作を行わないことは、滋賀県に対する債務不履行・不法行為にあたる。

この状況について、本件請求人C氏（以下、「請求人C氏」という。）は、滋賀県監査委員会に対し住民監査請求を行い、その後住民訴訟を提訴している（以下、「別訴住民訴訟」という。）。別訴住民訴訟は、大阪高裁にて、2024年11月27日判決言い渡し予定である（大阪高裁令和6年（行コ）第72号 損害賠償請求行為請求控訴事件）。

また、B氏が休職期間満了退職扱いとしている点については、B氏を原告、県社協を被告として、京都地裁に休職期間満了退職扱いが無効であることを前提とする地位確認等請求訴訟が係属しており（京都地裁令和4年（ワ）第2094号 地位確認等請求事件）、2025年1月27日判決言い渡し予定である。

- （4）B氏作成による「滋賀県福祉用具センター備品一覧・計算書」の整理に基づけば、2023年3月31日時点で、合計2394万1600万円の価格にて取得された工作室関連の備品が全く使われないままとなっている。また、本件配転命令時点においては、合計2930万1040円の価格にて取得された工作室関連の備品が全く使われない状態になったことになる。

## 6 2022（令和4）年の指定管理募集における議論

### （1）第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会で指摘された事実

ア B氏が公文書公開請求にて入手した（甲15）、県社協が2022（令和4）年の福祉用具センター指定管理者募集に応募した際における滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会の議事録においては、B氏が改造製作業務から外されたために、県民のニーズに応えられない状況が生じていることが指摘されている（甲16、甲17）。

イ すなわち、2022年6月30日開催の第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会においては、委員から以下の事実が指摘され、意見が述べられている。

「募集要項や選定に関わってくるところかと思うが、ニーズが変わっていると書かれているが、福祉用具の改造製作はやられてなかった。2年、3年前になるが、頼んだが半年以上待たされて最終断られた。その時はスタッフがおられたが、最終的にそのスタッフも辞められて、やる人がいなくなった。ニーズが変わったのではなくて、受け入れができなかった。ニーズは変わっていないと思う。一般的な福祉用具は車いすや補装具たくさんあって、既製の物やサイズ変えられるものもあるが、いかんせん自分の体に合った物の方が、乗り心地が良かったり、機能性が良かったりする人が多い。そういった改造が今できない状態だと思う。ニーズがないのではなく、受け入れができなかったのが現実なので、ニーズの変化の書き方は間違っているかと思う。これを踏まえて、募集要項や判定基準に影響するのではあればどうかなと思う。」（甲16・4頁）

「改造してくださいとお願いすると断られる。スタッフがいらないからできないと言われる。

ちょっとした中小企業並みの立派な設備が整えられているのにスタッフがいらないからで

きない状態。だから、件数は伸びていないのだと思う。」(同5頁)

「病院を退院される時に一番どこに頼るかという、地域の相談窓口や福祉用具に関しては福祉用具センターを紹介する。結局、病院でリハビリを受けられた後に車イスや自宅での生活に合った補装具を使ったりが必要になるが、どんな物がいいかはわからない。リハ専門医も脊損患者に関わった方であればいいが、関わったことがない方だと本当にこれでいいのかという物を勧められることもあるので、そういった時に相談窓口として福祉用具センターがあるんだと思う。福祉用具センターには多種多様な車イスもあるので、退院後に自分に必要な車イスの選択をすることも可能だと思う。そういったことから、リハビリテーションセンターと一体的にすることで、医療と一体化しておく方が最初に関わる相談窓口として福祉用具センターが必要。そういった意味では、福祉用具センターはとても重要で、最初の一步を踏み出す際の相談窓口の一つである。普段、一般的な車イスを使用していて、少しシートを変えたり、少し調整が必要になったりした時に改造や調整を引き受けてくれるところが県内にはない状況。それは、今現在スタッフがいないからということが現実である。ニーズが変わったということではなく、増えたということだと思う。」(同5頁)

「以前は技術者が3人いた。高齢で辞められて、最後一人になられて、その方も負担が大きくなって辞められたと思うが、今の現状に合わせて技術者の記載を消しただけではないのか。」(同8頁)

「実際、工作機械を使う改造ができていない。断られている。5人断られている。あくまで計画で採点するので、実績は関係ないと思う。手を挙げた時の計画書で採点するのであれば、職員を必ず配置してくださいとおかないといけないと思う。現実として、ミシン作業しかないというのは、ミシン作業しかできていないという事が現実。技術者がいなかったからそれしか受け入れられなかった。かなりのお金を投じて、工作機械を置かれたと思うが、今は遊休地になっている。それでいいのか。施設の有効活用を考えた時に、職員配置を変えてはいけないと思うがいかがか。」(同8頁)

「新旧対照表の新しい部分。②(2)福祉用具センターの特徴として改造製作は大きな利点。昨年までどうだったかと資料5のP11を確認すると、改造製作の件数が記載されている。多いか少ないかはわからないが、福祉用具センターが改造しているということをどれくらい県民が知っているのかというのを考えると、知られていないと勿体ないなと感じる。事前にホームページを見てみたが、どういう物を福祉用具センターが改造を行ったのか、作品集のようなものを探したが無かった。改造を依頼する側からすると、どの程度の物であれば、福祉用具センターで対応してもらえるのか、ホームページだけではイメージしにくいように感じた。もし、可能であれば、過去に改造製作された作品をホームページに載せていただくことは可能か。」(甲16・7頁)

ウ これらの指摘においては、①まだB氏が県社協において改造製作業務を担当していた時期から、改造製作業務を担当できる技術者がB氏1人しかいなかったために、業務遂行に時間がかかり、依頼を断られることがあったこと、②技術者でなければできない改造製作業務のニーズはあるにもかかわらず、現在では技術者不在のため依頼自体ができないこと、③福祉用具につき、少しの調整が必要な場合に改造や調整を引き受けてくれる施設が滋賀県内になく、本来は福祉用具センターにおける改造製作業務こそがその依頼先になるところ、技術者不在のため依頼自体ができないこと、④県社協が技術者職員をゼロにして応募したのは、改造製作業務のニーズの問題ではなく、単に現状に合わせただけなのではないかとの疑義があること、⑤福祉用

具センターにて福祉用具の改造製作を依頼できることについて、県民への広報が不十分であることが述べられている。

これら委員の述べる内容は、まさに本件条例の趣旨からすれば、公的施設である滋賀県福祉用具センターこそが技術者でなければできない改造製作業務の依頼を受けられる場所でなければならないにもかかわらず、B氏への配転命令により技術者不在の条例違反状態となり、その結果、県民であるユーザーも不利益を被っていることを示す。

エ なお、同日の委員会において、委員は、B氏につき、技術者が1人になってしまったために「負担が大きくなって辞められたと思うが」と述べているが、それに対し滋賀県の担当者は、遅くとも別訴住民訴訟に先立ち行われた2022年1月11日付住民監査請求の時点で、技術者がいなくなったのはB氏の退職が原因ではなく、県社協がB氏を技術職から外す配転命令を強行したことが原因であることを知っていたはずであったにもかかわらず、その事実を全く説明していない。

## (2) 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会で指摘された事実

ア さらに、2022年10月14日開催の第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会においては、滋賀県の担当者から本件訴訟に先立つ住民監査請求に関する資料が配付された上で委員会が開催された。その中で、委員から以下の指摘がなされている。

「資料P12。改造製作について、高度なことは専門機関等とあるが、年金生活の方もいるので、用具センターだと低コストで済むのに、専門機関等に依頼すると高コストになってしまって、結局改造依頼ができない人もいる。いろいろな改造製作ができるようにと機器を整備されたと思うが、最近では工作室を使わず、簡単な裁縫だけされているので、用具センターでは改造してもらえないという認識になっているように思う。

今回の人員配置では工作機械を使える人がいないように思うが、工作機械はどうされるのか。また、改造製作が高コストになった時はどのような対応となるのか。」(甲17・2頁)

「当初は技術者が3人いた。段々減ってきたので、機械が使われず遊休施設になっている。

工作機械のメンテナンス費用は考えているか。」(同3頁)

イ すなわち、委員は、①「いろいろな改造製作ができるように」というのが本件条例の趣旨であるがゆえに、大きな工作室やその他の設備が整備されたはずであること、②公的施設である福祉用具センターにおいては低コストで改造製作業務のニーズに応えることができたのに、技術者がなくなったことにより、工作室を用いた改造製作が依頼できず、簡単な裁縫によるもの程度しか依頼できなくなっていること、③その結果、利用者であるはずの県民は、高コストを負担させられること、④県民のみならず、設備維持のために滋賀県にも負担となることを指摘している。

ウ それに対し、「申請者」、すなわち県社協は、以下の回答を行っている。

「工作機械は開設当初の物もあり、使っていない物もあるため、使えるかどうかの点検が必要。コストと絡むが、福祉制度の中で補助を受けながらの方法や、用具センターができた当初と比べると個人別にカスタマイズできたり、選択肢が広がった提案もできるようになってきたので、適切に対応していく必要がある。また、高コストになった場合、用具センターで対応できるといいが、他の制度も使いながら対応できないか考えたい。工作機器を使うとなってもどこまで対応していくのか、以前は行っていた一定のレベルまで行っていくのか、コストのかかる物や複雑な物等、我々だけでは対応できない物もある。行政の制度を活用しながら様々な情報を収集しながら一番いい方法を提案していくという考え。」

しかし、県社協の述べる「使えるかどうかの点検が必要」との点は、長年工作室及びその設

備を使用してきたB氏を改造製作業務担当に戻せば、別途コストをかけなくともB氏が行えるものである。B氏は、技術職から外す配転命令を強行されるより前においては、工作室の工作機器のメンテナンス業務も行っていた。また、「工作機器を使うとなってもどこまで対応していくのか、以前は行っていた一定のレベルまで行っていくのか、コストのかかる物や複雑な物等、我々だけでは対応できない物もある」との点も、B氏を改造製作業務に戻した上で、さらに工作室及びその設備を十分に活用できるだけの数の技術者を確保すればよいだけの話である。

## 7 本件条例 11 条に基づく義務

本件条例 11 条 2 項は、指定管理者の指定につき、「次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる」と認めるものを指定管理者として指定するものとする」と規定し、同項 2 号において、「事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること」を要する旨を定める。

それを受け、滋賀県福祉用具センター指定管理の審査の基準においては、事業実施に必要な専門職員の確保が求められている（甲 18・指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要別紙「滋賀県福祉用具センター指定管理の審査の基準」参照）。

福祉用具センターにおいては、358.44 m<sup>2</sup>の工作室が設置され、工作室には約 30 台にものぼる、木工・金属工・樹脂工用機械が配備されていた（甲 2、甲 3・2 頁及び 5 頁、甲 9 参照）。これらの効用を最大限に発揮させるには、機械技術者の職員が必須となる。それゆえに、指定管理の審査の基準が求める「事業実施に必要な専門職員の確保」においても、機械技術者の職員の配置は必須となる。

逆にいえば、県社協が福祉用具センターに機械技術者の職員を配置していない状況は、「センターの効用を最大限に発揮させるもの」ではない状況にあることになる。それゆえに、2022 年における「指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要」において、県社協は、委員から工作室を活用できていないことの問題点が指摘され、「外部の事業者工作室を利用してもらう方法も取り入れてはどうか」との提案を受けているのである（甲 21）。もっとも、改造製作業務の再委託は禁止されており、「外部の事業者工作室を利用してもらう」ことは不可能であり、工作室を活用するには、結局のところ、工作室の設備・備品を維持した上で、機械技術者の職員を配置するよりほかない。

## 8 福祉用具センター工作室の設備 備品の廃棄

### （1）別住民訴訟における経過

ア 2023（令和 5）年度当時、滋賀県職員である A 氏（以下、「A 氏」という。）は、滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課の課長職にあった。

A 氏は、2018（平成 30）年度から 2019（令和元）年度当時、滋賀県から県社協に出向しており、県社協の事務局長と福祉用具センター所長を兼任する立場にあった。先に述べた、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件最高裁判決において違法であることが認定された、2019 年度から B 氏を技術職から外し総務課に配転する内容の配転命令を行ったのは、A 氏である。

そして、A 氏は、別住民訴訟において、滋賀県の指定代理人として、訴訟代理人を務めている。

イ 請求人 C 氏は、別住民訴訟において、本書面第 3 項及び第 6 項にて述べた内容につき、2023 年 6 月 12 日付の原告第 4 準備書面にて、本書面第 5 項にて述べた内容につき、同年 10 月 10 日付の原告第 5 準備書面にて主張している。本書面第 2 項から第 7 項までで述べる内容は、全て別住民訴訟でも請求人 C 氏が主張した内容である（甲 20、甲 21 参照）。

すなわち、別訴住民訴訟の滋賀県指定代理人である、A氏は、本書面第2項から第7項までにて請求人が述べる内容につき、特に福祉用具センター工作室に設置された工作機械等の経済的価値について、遅くとも2023年10月には認識し、または容易に認識できる状況にあった。

## (2) 福祉用具センター工作室の設備 備品の廃棄

ア B氏は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件最高裁判決が言い渡された後である2024（令和6）年4月30日、滋賀県に対し、2018年4月1日以降に作成された福祉用具センターに関する全ての文書（県社協に提出した文書を除く）につき、公文書公開請求を行った。

その結果、同年6月12日、滋賀県からB氏に対し、公文書一部公開決定が通知された（甲22）。

B氏及び請求人C氏が、上記公文書一部公開決定に基づき公開された公文書を確認したところ、以下の事実が新たに明らかになった。

イ すなわち、請求人C氏が別訴住民訴訟において福祉用具センター工作室に設置された工作機械等の経済的価値についての主張を行った2023年10月10日から約3か月半後である、2024年2月1日、滋賀県健康寿命推進課健康しが企画室は、福祉用具センター工作室に設置されている工作機械等の設備・備品につき、「不要になった」との理由で、同月29日を期限として、県庁内の他部署に対し、それら設備・備品の譲渡先となるところを募集する文書を回覧した（甲23）。

この内部文書に添付される「福祉用具センター 備品一覧」を見れば分かるとおり、これら譲渡されようとした備品は32点にも及び、いずれも福祉用具センター工作室の設備・備品であり、滋賀県が支出したその取得金額は、合計2258万8560円となる。

ウ 上記内部文書が出された日と同日である2024（令和6）年2月1日、上記内部文書に添付される「福祉用具センター 備品一覧」（甲23）に示される福祉用具センター工作室の設備・備品につき、県社協から滋賀県への返納を受け入れる旨が、A氏の決裁により決定されている（甲24）。

この物品返納決定においては、「取得から相当年数が経過しており使用困難のため」が返納の理由とされているが、これら工作機械等は、B氏が2003年4月から福祉用具センター工作室にて就労する中で、B氏をはじめとする技術職職員がメンテナンスを行えば何の問題もなく使えるものばかりであった。「使用困難」なるものは、「取得から相当年数が経過し」たことによる結果ではなく、単にこれら工作機械を使いこなせる技術職職員を配置していないから使えないだけのことにすぎない。

すなわち、県社協が、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件最高裁判決の趣旨に従い、B氏に対する違法な配転命令を撤回し、技術職職員として復帰させれば、これら工作機械等を使用できない状況にはならず、滋賀県に返納する必要性も生じなかった。

エ しかし、A氏は、これら福祉用具センター工作室の工作機械等の設備・備品につき、2024（令和6）年2月13日、不用とする決定を決裁している（甲25。以下、「本件不用決定」という。）。

さらに、上記のとおりわずか2024年2月の1か月間のみを受付期間とする、福祉用具センター工作室に設置されている工作機械等の設備・備品の譲渡の受付期間が終了した直後の同年3月1日、A氏は、自身の肩書きである「滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課長」名で、産廃・一般廃棄物収集運搬業を事業内容とするD社（所在地は省略する。以下、「D社」という。）に対し、本件不用決定の対象となった福祉用具センター工作室の工作機械等の設備・備品につき、「金属くず等」として売却するための見積書の提出を求めている（甲26）。

D社は、上記求めに応じ、同月7日、本件不用決定の対象のうち、ノートパソコン（29万0220

円)を除く 2229 万 8340 円の滋賀県からの公金支出にて導入された福祉用具センター工作室の設備・備品 31 点を、引き取り運搬費用を差し引きして、4 万 5200 円の「金属くず」として買い取る旨の見積書を滋賀県に提出している(甲 27)。

その結果、A氏は、同月 13 日、福祉用具センター工作室の設備・備品を、「金属くず等」として売却する旨を、D社に対し伝えている(甲 28)。

さらにその後、2024 年 3 月 21 日、福祉用具センター工作室にて用いられる資材であるステンレス鋼材につき、D社は、1 万 5000 円で買い取る旨の見積書を出している(甲 29)。

オ 2024 年 3 月 25 日、A氏は、上記述べた、本件不用決定の対象のうち、ノートパソコン(29 万 0220 円)を除く 2229 万 8340 円の滋賀県からの公金支出にて導入された福祉用具センター工作室の設備・備品 31 点につき、D社に「金属くず等」として 4 万 9720 円にて売却する旨の物品処分決定の決裁を行っている(甲 30。以下、「本件物品処分決定」という。)

同日、D社は、本件物品処分決定の対象となった 31 点を、「金属くず」として受領している(甲 31)。

その結果、福祉用具センター工作室においては、技術職職員が配置されたとしても、工作機械や溶接器具等を用いた福祉用具の改造製作業務ができない状態となっている。

## 9 A氏の損害賠償責任

(1) 本書面第 2 項及び第 3 項で述べたとおり、本件条例の制定に至る経緯やその議会での審議内容から導かれる本件条例の制定趣旨、そして何より本件条例の明文規定内容からして、福祉用具センターにおいては、工作機械等を用いた福祉用具の改造製作業務が必ず行われなければならない。その点は、本書面第 4 項及び第 5 項で述べたとおりの、福祉用具センターにおける工作室の位置づけや、工作室及び工作室に設置されている工作機械等の設備・備品等を整備するために滋賀県から投入された公金の金額などからみても、明らかといえる。

にもかかわらず、2017 年度時点で福祉用具センター唯一の技術職職員であった B 氏を技術職から外す、最高裁から違法な配転命令であると認定された配転命令を強行したことによって、県社協は、2019 年度以降、本件条例に反し、福祉用具センターにおいて工作室の工作機械等を用いた福祉用具の改造製作業務を行えない状況としている。

このように、県社協が、本件条例に反し工作室の工作機械等を用いた福祉用具の改造製作業務を行うことができない状況にしておきながら、滋賀県から改造製作業務を行うことを前提とする公金支出を受けていることが、不法行為ないし債務不履行に該当することを理由に、別訴住民訴訟が行われており、その控訴審判決が 2024 年 11 月 27 日言い渡し予定であることは先に述べたとおりである。

(2) 加えて、A氏は、2024 年 3 月 25 日、本件不用決定の対象のうち、ノートパソコン(29 万 0220 円)を除く 2229 万 8340 円の滋賀県からの公金支出にて導入された福祉用具センター工作室の設備・備品 31 点につき、D社に「金属くず等」として 4 万 9720 円にて売却する旨の本件物品処分決定の決裁を行い(甲 30)、実際にこれらの物品は「金属くず等」として処分されている(甲 31)。

A氏による本件物品処分決定の結果、福祉用具センター工作室においては、技術職職員がいたとしても、工作機械や溶接器具等を用いた福祉用具の改造製作業務ができない状態にされている。このことは、本書面第 2 項から第 5 項までで述べた、本件条例の趣旨、本件条例の明文、福祉用具センターにおける工作室の位置づけ、工作室及び工作室の設備・備品の設置に投入された公金の金額などからみて、明らかに本件条例に違反する違法行為である。

また、実質面から見ても、本書面第 6 にて述べたとおり、滋賀県民にとって福祉用具センター

工作室の設備・備品を用いた福祉用具の改造製作をやってもらうニーズは存在することは、指定管理委員会委員からも指摘されている。にもかかわらず、本件条例に反し、工作室の設備・備品を廃棄し、技術職職員を配置したとしてもはや工作機械等を使用した福祉用具センターの改造製作業務を行えない状況に至らしめることに、必要性・合理性は全く認められない。

この点からも、本件物品処分決定の違法性は明らかである。

そして、福祉用具センターにおいては、床面積の約4分の1を占める工作室が設置されているにもかかわらず、その工作室において工作機械等を使用した福祉用具センターの改造製作業務を行うことができない状況とされたことは、福祉用具センター効用を最大限に発揮できるようにして指定管理を行わなければならない本件条例11条2項2号の趣旨にも反する。

本書面第8項(2)ウにて述べたとおり、本件物品処分決定によって廃棄された工作機械等は、B氏が2003年4月から福祉用具センター工作室にて就労する中で、B氏をはじめとする技術職職員がメンテナンスを行えば何の問題もなく使えるものばかりであった。県社協が、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件最高裁判決の趣旨に従い、B氏に対する違法な配転命令を撤回し、技術職職員として復帰させれば、これら工作機械等を使用できない状況にはならず、また少なくとも、B氏と同様の機械技術を有する技術職職員を県社協に雇用させればこれら工作機械等を使用できない状況にもならず、本件物品処分決定を行う必要性・合理性は全く認められない。

- (3) 本書面第8項(1)にて述べたとおり、A氏は、最高裁から違法と認定された、B氏を技術職から外す配転命令を出向先であった県社協にて強行した人物であり、かつ別訴住民訴訟において滋賀県の指定代理人を務める人物である。

すなわち、別訴住民訴訟の滋賀県指定代理人であるA氏は、本書面第2項から第7項までにて請求人が述べる内容につき、特に福祉用具センター工作室に設置された工作機械等の経済的価値について、遅くとも2023年10月には認識し、または容易に認識できる状況にあった。

にもかかわらず、A氏は、別訴住民訴訟において、福祉用具センター工作室に設置された工作機械等の経済的価値についての主張を請求人C氏が提出してからわずか数か月の間に、本件物品処分決定を決裁権者として強行している。

したがって、A氏が決裁権者として行った違法な本件物品処分決定は、本件条例違反となる可能性を認識しながらも、B氏が職場復帰できる職場自体を消滅させる意図をもって、故意に行われたものであることが十分に明らかといえる。

- (4) A氏の違法行為により、滋賀県は、本件条例に従って福祉用具センターにて福祉用具の改造製作業務を行うためには、新たに工作機械等を公金にて購入しなければならない状況に追い込まれている。

したがって、滋賀県には、本件条例に従って福祉用具センターにて福祉用具の改造製作業務を行うために、新たに工作機械等を購入するために必要な金額に相当する損害が生じている。

A氏は、滋賀県に対し、不法行為に基づき、これらの購入費用に相当する損害を賠償すべき法的責任がある。

## 10 結論

よって、監査請求人らは、滋賀県に対し、調査の上で、A氏に対し、本件物品処分決定によって滋賀県に生じた損害につき、賠償請求を行う措置を行うよう求める。

以上を求め、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置の請求をする。